

北区行政連絡会の組織及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区における総合行政の推進に関する規則（平成19年浜松市規則第33号）第11条第4項の規定に基づき、北区行政連絡会（以下「連絡会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、北区管内における行政機関等の情報の共有、連絡調整等を行うため、次に掲げる事項について、協議、連絡等を行う。

- (1) 北区の区域内において浜松市が行う重要な事務事業の計画、実施等に関する事項
- (2) 北区の区域内において国、県等が行う重要な事務事業の計画、実施等に関する事項
- (3) 北区民の安心・安全な生活の確保に関する事項
- (4) その他北区長（以下「区長」という。）が必要であると認める事項

(組織)

第3条 連絡会は、別記に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 区長は、委員の要請がある場合その他必要であると認めるときは、委員以外の者を連絡会に出席させるものとする。

(幹事)

第4条 連絡会に幹事及び副幹事を置く。

- 2 幹事は区長とし、副幹事は副区長とする。
- 3 幹事は、会務を総理する。
- 4 副幹事は、幹事を補佐し、幹事に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議（以下「会議」という。）は、定例会及び臨時会とし、幹事が招集し、会議の議長となる。

- 2 定例会は、年2回開催する。
- 3 臨時会は、区長が必要の都度招集する。

(細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別記(第3条関係)

区長
副区長
北北部農林事務所長
北土木整備事務所長
北消防署長
細江警察署長
北区役所課長